

意見募集要領

東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例（案）の骨子に対するパブリックコメントを実施します。

市では東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例の制定に向けて準備を進めているところです。このたび、条例（案）の骨子を取りまとめましたので、お知らせするとともに、皆様から広く意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

1 条例の名称

東大和市特定空家等及び管理不全空家等の認定等に関する条例（案）

2 条例（案）の基本的な考え方

市では、令和4年12月に策定した「東大和市空家等対策計画」を踏まえ、令和5年度から、東大和市空家等対策検討会議（以下「検討会議」という。）を開催し、特定空家等の認定・措置（法に規定される助言、指導、勧告、命令及び代執行をいう。以下同じ。）等の仕組みづくりについて、検討を進めています。

本条例は、検討会議での意見及び令和5年12月の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の改正内容を踏まえ、特定空家等並びに管理不全空家等の認定及び措置の実施のための手続き等に関して、必要となる事項を定めるものです。

3 条例（案）の骨子

- ①趣旨
- ②定義
- ③空家等対策計画の策定
- ④特定空家等及び管理不全空家等の認定
- ⑤特定空家等及び管理不全空家等に対する措置
- ⑥空家等対策協議会への意見聴取
- ⑦空家等対策協議会の設置
- ⑧空家等対策協議会の所掌事務
- ⑨空家等対策協議会の組織

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該条例に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該条例に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

令和6年9月13日（金）から令和6年10月15日（火）まで（必着）

※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公式ホームページ（市政情報 → 広報・公聴 → パブリックコメント）
- (2) 文書閲覧 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式等

- (1) 提出先 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- (2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・書面の持参 まちづくり部 都市づくり課（東大和市役所2階7番窓口）
- ・郵送 〒207-8585 東大和市中心3-930 東大和市まちづくり部 都市づくり課 宛て
- ・FAX 042-563-5930
- ・電子メール toshikeikaku@city.higashiyamato.lg.jp
- ・電子申請（以下の二次元コードをスマートフォン等で読み取るか、記載のアドレスからアクセスしてください）



<https://logoform.jp/form/VfYv/724428>

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しておりますので、適宜ご利用ください。
なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

ア 市内在住の個人：住所及び氏名

イ 市内に事業所等を有する個人：事業所等の名称、所在地及び氏名

ウ 市内に事業所等を有する法人等：事業所等の名称、所在地、団体名及び代表者名

エ 市内在勤の個人：勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名

オ 市内在学の個人：在学する学校の名称、所在地及び氏名

カ 当該条例に利害関係があると認められる個人：利害関係を有することが明らかに
できる事項、住所及び氏名

キ 当該条例に利害関係があると認められる法人等：利害関係を有することが明らかに
できる事項、所在地、団体名及び
代表者名

※上記事項を明記していない意見については、パブリックコメントの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、令和6年11月下旬までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。